

令和元年6月27日（木曜日）午後2時45分開議

（6番 松下幸治君 退場）

日程第2 議案第80号

監査委員の選任について

- 議長（森田一成君） 日程第2、議案第80号 監査委員の選任についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

市長。

（市長 仲川元庸君 登壇）

- 市長（仲川元庸君） ただいま上程になりました案件は、監査委員のうち議員から選任申し上げる委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の御同意を仰がんとするものであります。

選任申し上げます議員は、松下幸治議員でございます。

御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（森田一成君） 質疑に入ります。
通告がございますので、発言を許します。

16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

- 16番（三橋和史君） 三橋でございます。

議案第80号として、仲川市長から松下幸治氏を監査委員に選任しようとする議案が提出されております。

地方自治法第196条第1項は、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者のうちから選任されることとされております。

仲川市長は、松下氏のどのような点を見て監査委員として適任と考えられたのか具体的に御説明ください。まず1問目、お願いいたします。

- 議長（森田一成君） 市長。

（市長 仲川元庸君 登壇）

- 市長（仲川元庸君） 三橋議員の御質問にお答え申し上げます。

御指摘いただきましたように、地方自治法第196条では、監査委員は、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任すると定められており、奈良市監査委員条例第1条では、議員のうちから選任する監査委員の数は2名として定められております。

今般、議会から御推薦をいただきましたことから、同議員を委員として提案させていただいた次第でございます。

- 議長（森田一成君） 三橋君。

- 16番（三橋和史君） 答弁になっていないんですね。どのような点を見て監査委員として適任

と考えられたのか、具体的に御説明ください。

○議長（森田一成君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 2問目は自席からお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、その幅広い識見を有する方につきましては、いわゆる識見の監査委員として選任をさせていただいているところでございますが、一方で、いわゆる議選の監査委員につきましては、これまでも議会から御推薦をいただいた方を市長から提案するという形で選任をされてきたところでございます。

個別の議員さんのそれぞれのお持ちの識見、また能力や御経験ということについてはさまざまなものをお持ちであろうかと存じますけれども、私といたしましては、議員のうちから選任をするというところがございますので、選挙で公正に選ばれた議員でございます市議会議員の皆様の中から、議長を通して議会が推薦されてきた方を適任者として御提案を申し上げている次第でございます。

○議長（森田一成君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 議会が推薦したんですか。

○議長（森田一成君） 市長。

○市長（仲川元庸君） これまでもそのようにさせていただいております。

○議長（森田一成君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 松下氏を監査委員に推薦するなんて議案は、我々には何も聞かされていません。当然、議案として上程もされておられません。議会がいつ推薦したんですか。（松石聖一議員「もうちょっと透明にやらなあかんわ、透明に。答えられへんような人を推薦するからや」と呼ぶ）議員やったら誰でもええんですか。（土田敏朗議員「暫時休憩」と呼ぶ）

○議長（森田一成君） 暫時休憩いたします。

午後5時35分 休憩

午後5時49分 再開

○議長（森田一成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（仲川元庸君） 先ほどの三橋議員の御質問に改めてお答え申し上げます。

今回御提案を申し上げます議員につきましては、どの点が適任であると考えたのかという趣旨の御質問であろうかと存じます。

法律にもございますように、議員の中から選任をするという表現でございますので、選挙で選ばれた皆様の中から選ぶということにおいては何ら瑕疵がないものと考えております。

そして、議員の中でどなたを推薦されるのかということについて、今回もお二人の方のお名前をいただいておりますが、ここについては議会の中での皆様方のさまざまな調整の中で最終的に決められたものであろうと考えております。これは、それぞれの方の適任性ということについてはやはり、これはまず何よりも私とその人物評をすると、させていただくということではなくて、まずもって公明正大な選挙の中で選ばれた議員の方の中で選任をされると。これは今までも同様であったかと思ひますし、三橋議員についても同様の方法で選任をされたのではないかというふうに考えております。

○議長（森田一成君） 先ほどの休憩中に松石議員より、もう少し透明性を図るようなことができ

なかったのかというふうな御意見も頂戴いたしました。私といたしましては、議会運営委員会の中で御説明もしましたけれども、あの説明では少し舌足らずな部分もあったのかなということは反省をさせていただいております。

慣例に倣い議会を運営していくということは、非常にこれも大事なことでありますけれども、一方で、やはり今の議会がどうあるべきなのかということもしっかり見きわめて、これから丁寧に議会を進めてまいりたいと思いますので、御了承願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。松石議員。

○30番（松石聖一君） 先ほど休憩時間中に申し上げたことについて、大変丁寧な御答弁をいただいて、ありがとうございました。

過去のことにつきましてはいろいろあると思いますが、我々は後ろを振り返るんじゃなくて、やっぱり前を向いて、今一番課題となっている議会の改革、その中で、市民の方からなぜこの方が監査委員として適切なのか、なぜそれを議会として市長に推薦したのか、そういうことについてしっかりと明らかにしていく、そういうふうに議会改革が進めばいいなとこのように思いまして、今の議長の御指摘といいますか御意見といいますか、それは承っておきたいと思っております。

○議長（森田一成君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 先ほど私の質問に対して、議会から推薦があったんだというようなことをおっしゃって、そんなことがあるのかと私、問い直しましたけれども、その点は議会で調整を図って、その上での人選だということを御答弁されているんですけども、そういった、議会において調整を図ったこともありませんし、我々も先ほど、つい先ほど議案を見ただけであります。

その上で、市長の答弁によりますと、これ、市長の責任において議案を提出していないということじゃないですか。議会から何か、議会の一部の方から何か言われて、そのまま右から左へ議案として上程している。そう聞こえたんですけども、市長として責任を持って議案を提出していないということに聞こえたんですけども、その点いかがですか。

○議長（森田一成君） 市長。

○市長（仲川元庸君） この制度とこれまでの運用の中で、当然どのあたりがいわゆる社会通念上妥当なラインかということについては議員も御理解された上での御質問かと存じますけれども、議会から、議会の中で、我々としてはどの方を監査委員に推薦をされるのが妥当であるのかということについては、先ほども他の議員からもその方法論については議会改革の中でも議論の余地があるんじゃないかという御意見がございました。これは議会さんのほうでのお取り組みですので、私が口を挟むものではございません。

最終的に市長が議会に提案をするという制度となっておりますので、私が提案をさせていただいたということについては、当然、提案に関する責任は私にあるというふうに考えております。

○議長（森田一成君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 当然、議案の提出の責任者は市長でありますから、責任転嫁を、議会の一部の方に転嫁しないでいただきたいんですね。

市長の責任においてこの議案は出ているわけですよ。だから、私、最初の質問をしたわけです。松下氏のどのような点を見て監査委員として適任と考えられたのか、具体的にお答えいただきたいんです。議員だったら誰でもいい、そういったような答弁のようにも聞こえましたけれども、

議員は37人いますけれども、その中でなぜ松下氏なのかというのを、当然そこは判断があるわけですから、その判断をした考慮要素ですね、具体的にどの点を見てされたのか御説明ください。

○議長（森田一成君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 逆に申し上げますと、どの方が適任であるか否かということについて、お一人お一人の人物評価を私が議会の皆様お一人お一人に対してするという事は、これは不可能だというふうに考えております。あくまでも公正な選挙の中で、有権者の方が支持をなさって、そして当選をされてきた議員の皆様お一人お一人の方にも私は資質はおありだというふうに考えております。

ただ、定数が2名となっておりますので、全ての皆様に提案させていただくわけにはまことに申しわけございませんができませんので、便宜上やはりお二人にお絞りをいただくことしか方法はないというふうに考えております。

これはあくまで慣例でございますが、毎年役選の際に、監査委員をどなたがなさるのかということについては我々も大変大きな関心を持っていることではございますけれども、私がおの方の適任性を証明させていただくということではなくて、議員の中から選ぶというふうに法律には書いてございます。こういう能力を持った方を選ぶというふうに表現をされているのは、いわゆる識見でございます。ですから、議員の方から選ばれるということについては、さまざまな御経験やそれぞれのお持ちの識見の中でその特性を生かしていただけるということが制度の趣旨かと存じます。

条例を変えれば——もちろん議選のそもそもの監査委員の制度をどうするのかということも今いろんな議論がなされている時代ではございますけれども、そういった意味では、いわゆる市民の代表としての御意見をいただける方であれば、私は議選の監査委員の方としては適任で、適性をお持ちであろうというふうに考えたわけでございます。

○議長（森田一成君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 奈良市では識見を有する者の中から2名、議員の中から2名、計4名をもって監査委員を構成するわけでありまして。だけれども、議員の中からだと誰でもいいんだというような御答弁だったんですけれども、私はそうは思いませんけれどもね。

重要な権限を担う監査委員であります。地方公共団体における監査委員というのは、当該公共団体における財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する権限を担い、住民監査請求に関する監査についても重責を担うわけでありまして。こういった重大な職責を担う監査委員の職を、誰でも議員だったらできるんです、そのような答弁だったかと思うんですけれども、それは余りに、37人の中から2名を選ぶ、この人選について余りにも説明責任を果たしていなさ過ぎる、私はそう思います。

奈良市では、先ほど申し上げたように計4名をもって構成されるわけでありましてけれども、その4名のうち代表監査委員は庶務なども分担されるわけでありましてけれども、基本的に監査委員というのは独任制でありますから、識見と議選の監査委員も同等の権限を有するわけでありまして。当然ながら、識見を有する者については人格が高潔で識見を有する、そういった要件が法定されておりますけれども、当然、同等の職責を担うわけでありましてから、能力、また人格性の上においても評価の基準となって、適任の者を選ぶべきだというのが法の正当な解釈であります。議員であれば誰でもよいということですか。（内藤智司議員「議長、議事進行してください」と呼ぶ）いや、質疑しているんです。

○議長（森田一成君） 市長。

○市長（仲川元庸君） あえて私、その御質問にお答えするわけでございますけれども、逆に申し上げれば、あなたは適任だと感じておられるんですか。その上で御質問なさっているのかお聞きしたいと思います。（三橋和史議員「反問権は認められていない。会議規則に書いてある。答弁してください」と呼ぶ）

○議長（森田一成君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 議員の方の中から、三橋議員がおっしゃるようなすばらしい方がどなたであるかということについて、どのような客観性を持って選任をなさろうとするのか、私にはわかりません。賢い大学を出ている方がいいのか、専門の資格をお持ちの方がいいのか、これは私は、少なくとも識見枠というものがある以上、本市においては公認会計士さん、そして弁護士さんがお二人おられます。他市のように市の行政のOBではなくて、高い専門性をお持ちの方が入っておられます。

ということは、4名の方の中でバランスを考えても、いわゆる市民の声を代弁できる方がお二人入っていただくことによって、いわゆる専門性と、そして市民の声というこの両方の外部性を取り入れることができると思っています。

自治体の監査制度のこれからのあり方ということについては、議員御指摘のように他国などさまざまな先進例もございますし、いろいろな方法論、議論があるということは私も承知をしております。ただ、現状の今国が定めている日本の中での制度の中においては、議員からの御推薦については、これは識見とは性質を少し異にする部分があるというふうに私としては理解をしているところでございます。

○議長（森田一成君） 暫時休憩いたします。

午後6時2分 休憩

午後6時3分 再開

○議長（森田一成君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 先ほどの市長の答弁では、わけもわからずに人選をしているというような趣旨に帰するように思われましたけれども、それでは、先ほど申しあげました監査委員の職権に鑑みて、財務管理について松下氏が識見を持たれているという理由を御説明いただけますか。

○議長（森田一成君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 何度も繰り返しの答弁で申しわけございませんが、監査委員さんの活動を補佐する業務として監査委員事務局があり、そして、先ほど申しあげましたように委員の中にはそれぞれ法律と会計についての明るい見識をお持ちの識見の方がおられるわけでございます。

そういったことを鑑みますと、私が考えるいわゆる議選の監査委員の役割というのは、今議員御指摘の例えば財務に明るい、もしくは法律に明るい、手続論に明るい、そういった専門性ももちろん必要ではございますけれども、どちらかといえば広く市民の一般常識に照らし合わせて、より望ましい方向に市役所を指導、指摘をしていくということが求められていると考えており、そういった意味では、ここにおられる全ての議員の皆様が公正な選挙により選ばれた方々ばかりでございますので、どの方がなられてもその方のよさ、強みを生かした監査活動をしていただけるものと期待をいたしているものでございます。

○議長（森田一成君） 三橋君。

○16番(三橋和史君) 実質的に答弁になっていないわけですね。財務管理について識見を持たれているというその根拠を聞いているわけですね。ほかにもありますね、監査委員の職権については、事業の経営管理について、また行政法の一般的な理解についても、これがないと務まらないと思うんですけれども、監査委員事務局があるから大丈夫なんだ、そんなことないでしょう。監査委員として適任の方が監査委員という職を担って、そして初めて事務局にも——部下に当たるわけですね——指示を出し、適切な指示や命令を出して補助をさせるわけであります。

まるで何もわからない、そういった人物を、まるで手足を動かすような、そういった職ではないわけであります。ですから、市長のようなお考えは、私はよく理解できません。

議長にも質問があとどのぐらいかと聞かれましたのではしよりますけれども、私自身は松下議員の個人的な人格を否定するわけではありませんけれども、市議会における審議内容についても調べさせていただきました。行政に関する基本的な理解もあるようには私は思えない。行政法や財務関係に関してもしかりでありますし、一般的な社会通念に関する善良な理解があるとも私は思えないんですね。仲川市長はみずからの責任においてこの議案を提出しているわけですから、彼が監査委員としての職務にたえ得るかどうかという担保を示していただかないとだめなわけです。

先ほどから摘示しておりますように、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、財務会計全般と行政法一般について、松下氏が識見豊かであると認めるに足りる事項として彼のどのような経歴を評価されたのか、いま一度お尋ねします。具体的にお答えいただきたいんです。

○議長(森田一成君) 市長。

○市長(仲川元庸君) 何度も同じことを申し上げますが(三橋和史議員「答弁になっていない」と呼ぶ)答弁になっていないのではなくて、質問がおかしいんです。識見を求めているのではなくて(三橋和史議員「議長、今の発言は取り消しさせてください」と呼ぶ)いや、おかしいです。質問がおかしい。なぜならば、法律制度、三橋議員よく御存じだと思いますが、よくごらんください。

先ほど申し上げましたように、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理何たらかんたらとありますけれども、いわゆる専門性を求めているわけではないわけです。専門性が必要であれば、まさに三橋議員のようなすばらしい方が唯一、お一人選ばればいいんじゃないでしょうか。そうではなくて、一般の市民の皆様の常識感覚やいろいろな地域の声などにもよく精通されている議員の皆さんの中から選ぶということにおいて、私は一定の機能、役割があると申し上げているんです。

ですから、松下議員御自身が今まで歩んでこられた人生の中で恐らく——私は存じ上げませんが——さまざまな御経験をなさってきたかと思います。もちろん、表面的に議会でどのような発言をなさっているかというのは私も仄聞といいますか、一部はもちろん存じ上げているつもりでございますが、その方の私のところまでは踏み込むわけにはもちろんいきません。

そういった意味で、ここにおられる議員の皆様はお一人お一人がその全ての人格において有権者の方から評価をいただかれてこの場におられるわけでございますので、私はどの方がなられてもその方のよさを生かした監査ができるというふうに申し上げているわけでございます。ですから、松下議員の見識のどの部分が具体的にすばらしいのかということについては、私は、それは今後の監査活動の中で松下議員御自身が発揮をなされればそれでよいのではないかというふうに考えております。

○議長（森田一成君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 先ほどの市長の、質問がおかしいって、どういうことなんですかね。こんなん許されるんですか。

○議長（森田一成君） 市長。

○16番（三橋和史君） いや、議長にお尋ねしているんですけどもね。質疑をしているのに、質問内容がおかしいってどうなんですか。説明責任があるんですよ、行政には。地方自治法にも説明責任があるわけですよ。説明するために来ているわけです。質疑に答えるために出席を求めているわけです。なのに、説明責任を負っている側から議員の質問に対して質問がおかしいって、どういうことなんですか。議長から注意していただませんか。

○議長（森田一成君） 市長、もう少し穏やかなお返事をお願いいたします。

三橋君。

○16番（三橋和史君） 次、質問いたしますけれども、松下氏については、先日も市議会で、本会議において、根拠もなく特定の人物を名指しして、背任行為を行った人物として断定するような言動があったわけであります。その際、議長はその発言を不穏当であり、無礼の言に当たるとして、その発言の取り消しを直ちに命じられるなどの経緯があったわけであります。こういった点をどのように評価されているわけですか。

○議長（森田一成君） 市長。

○市長（仲川元庸君） 先日の副市長人事議案について、議場で松下議員が発言をされた内容について、私ももちろんこの場におりましたので内容は理解しております。その後、やはり議場での発言ということについてはもちろん重みはございますが、やはり少し表現が適切ではない言葉を選択されてしまうことは人間誰でもあるかというふうに存じます。

ですので、そのあたりについては、それをもってしてその方の人格全てが否定をされるものでは私はないと思いますし、逆に言えばこれから、私が言うのは僭越ではございますが、これからの活動の中でそのマイナス部分を含めて頑張っていたらよいのではないかというふうに私は考えておりますが、おかしければまた御指摘ください。

○議長（森田一成君） 三橋君。

○16番（三橋和史君） 他人を根拠なく刑法犯に該当すると公然と摘示されたわけですけども、それこそ非難に値するというふうに思います。だからといって、人格全てを否定すべきだと私は一言も言っておりません。ただ、議員としての職責と監査委員の職責とは全く別次元の話でありまして、議員だから誰でも市民の声をよく聞いてそういった活動をする、だから監査委員としても適任なんだ、これは論理の飛躍がありますよね。議員としては、当然選挙を経て選ばれているわけでありますからそれは結構でありますけれども、そうした監査委員として、やはり財務会計や法律関係のそういった知識がないとやはり監査にならないわけです。

そういう意味で、彼は適任なのかということを繰り返しお聞きしているわけでありますけれども、ちょっと不誠実な答弁もありましたし、事実上この財務管理、事業の経営管理、また行政法に関する理解等について、松下氏がそういった能力を備えているという担保について御説明は何ひとついただけませんでした。それを当初議会から推薦があったというような、ちょっと意味のわからないこともおっしゃっていましたが、仲川市長はみずからの責任において松下幸治氏を監査委員に選任しようとする議案を提出したわけでありますから、もっと人事案件について説明責任をしっかりと認識して、議案を提出していただかないといけないというふうに思います。

この以上の質疑において明らかになったと思いますけれども、何ら具体的な説明がないということだったと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（森田一成君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田一成君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

通告がございますので、発言を許します。

16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 三橋でございます。

議案第80号として仲川市長から提出された松下幸治氏を監査委員に選任しようとする議案について、反対いたします。

先ほど私が行った質疑においても明らかになりましたように、松下氏を奈良市の監査委員に選任することについては、市長において何ら説明責任を果たされることなく、よって36万人の市民の理解は到底得られるところではないと思料いたします。

議員各位におかれましても、議員としての矜持を持って表決に臨まれるようお願いを申し上げます。

以上、討論といたします。

○議長（森田一成君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田一成君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（森田一成君） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案に同意することに決定いたしました。

（6番 松下幸治君 入場）

議案第80号

監査委員の選任について

原案同意と決定
